未来へ伝えよう
たいせつな文化財

この地図は中川村の遺跡（埋蔵文化財包蔵地）のおおよその位置を示したものです。今後の調査などにより範囲や内容は変更されることがあります。

中川村遺跡地図

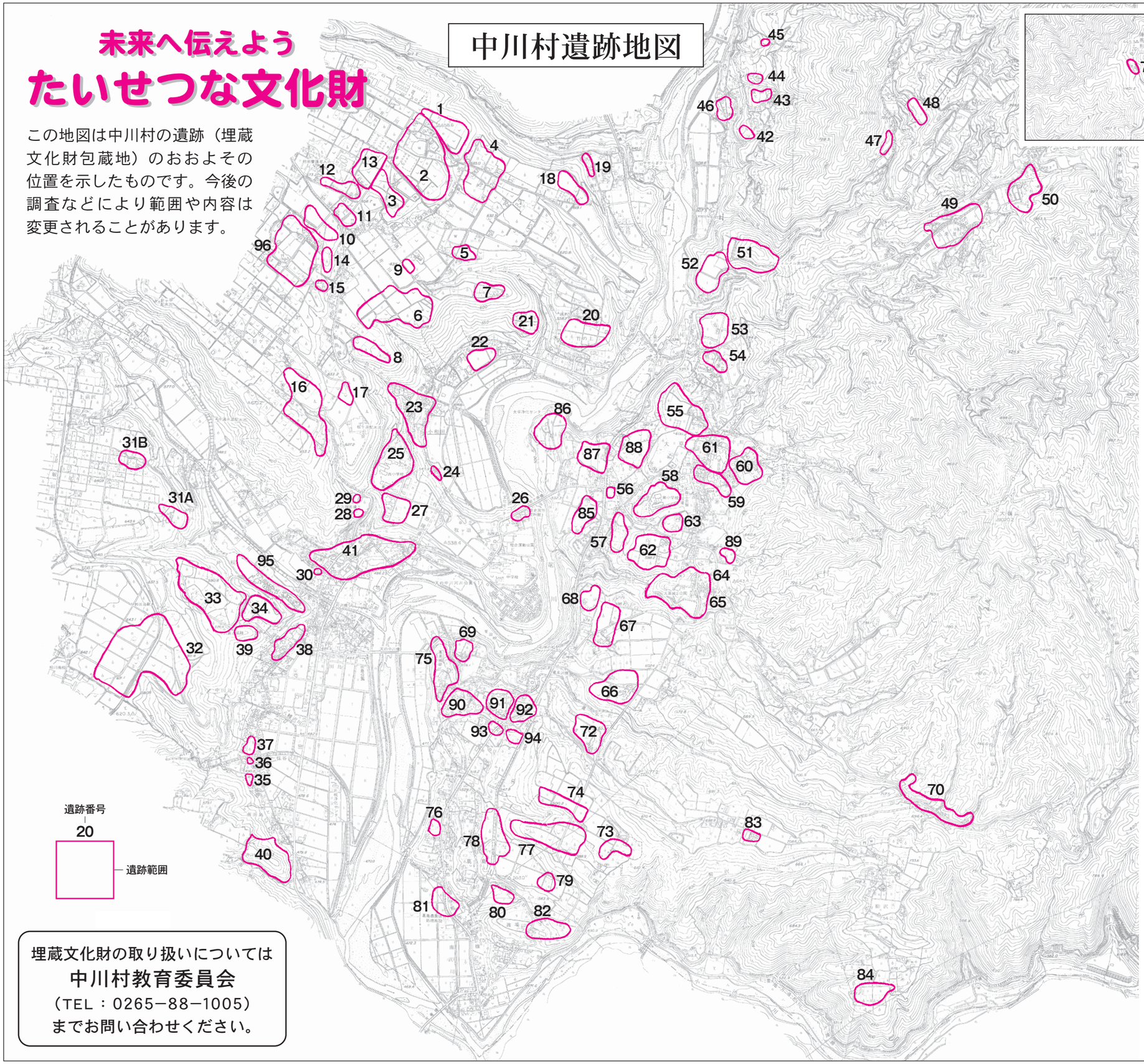

埋蔵文化財の取り扱いについては
中川村教育委員会
（TEL：0265−88−1005）
までお問い合わせください。

遺跡ってなに？

「遺跡（いせき）」とは過去の人々の生活の痕跡が残る場所の事を指します。遺跡には竪穴住居の跡や古墳、山城や館の跡などの「遺構（いこう）」と土器や石器、陶磁器類などといった「遺物」が含まれています。遺跡は文化財のひとつで、国民共有の財産として守り伝えていくべきものです。遺跡のうち土の中に埋蔵されているものを「埋蔵文化財」と呼んでいます。

埋蔵文化財の取り扱い

1. **建築や土木工事などの計画をする時**
各種建築や開発の計画に際し、事前にその場所に埋蔵文化財が所在するかどうか確認してください。発掘調査が必要になることもありますので、お早めにご相談ください。

2. **建築や土木工事などを実施する時**
埋蔵文化財包蔵地内で建築や土木工事をする場合、文化財保護法により届出など手続きが必要です。

3. **工事中に遺構や遺物を発見したときには**
埋蔵文化財包蔵地でないところで住居址（じゅうきょし）や土器、石器などを見つけたときには届出が必要です。